

長野市立公民館・長野市交流センター 「長野市施設案内予約システム」の導入について

教育委員会事務局
家庭・地域学びの課

長野市施設案内予約システム

「まちかぎリモート」

「まちかぎリモート」は、スポーツ施設・勤労者福祉施設等において導入済みです。

公民館・交流センターの使用申請方法に電子申請が追加されます。

(現在)

使用を希望する公民館・交流センターの窓口へ出向き、申請書を提出

(システム導入後)

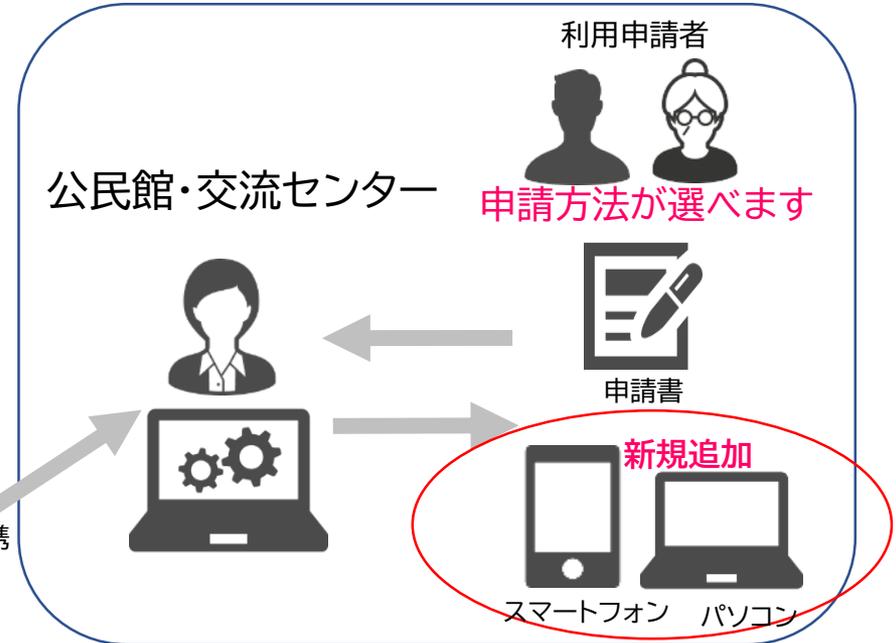
利用者IDを取得した学習活動団体等は、スマートフォンやパソコンによる電子申請での使用申請が可能になります。



データサーバ

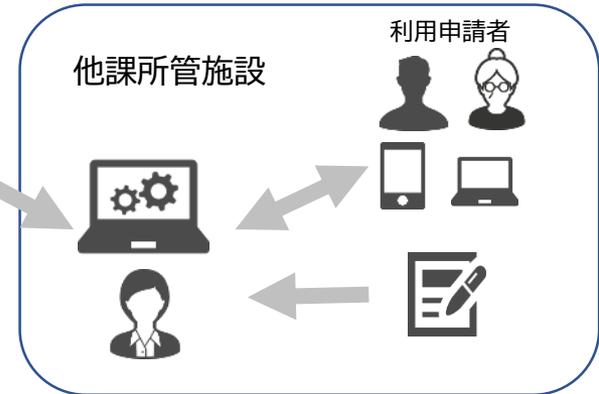


スマートフォン パソコン



データ連携

データ連携



システム導入に伴う公民館・交流センターの 使用(利用)申請方法

項 目	現 在	システム導入後
①使用申請方法	使用希望施設の窓口へ申請書を提出	<p>①使用希望施設の窓口へ申請書を提出 新 ②スマートフォン・パソコンからの電子申請 (※)いずれも学習活動団体としての 事前登録が必要</p>
②学習活動団体 登録手続き	使用する公民館・交流センターごとに登録が必要	学習活動の主たる活動場所となる施設で登録 手続きをすることで、市内全公民館・交流セン ターの使用申請が可能。
③各施設の空室 状況の照会	公民館・交流センターに来館 または電話により照会	システム内にある部屋ごとのカレンダーにより 知ることが出来る。

システム導入スケジュール(案)

時 期	内 容
令和7年9月以降	市民への周知 ・広報ながのへの掲載（令和7年10月1日号 予定） ・公民館・交流センターでの学習活動団体登録について等の説明会の実施等
令和7年10月頃～	学習活動団体登録受付開始 施設ごとのマスタ登録・内容確認・テスト
令和8年1月、2月	学習活動団体情報のシステムへの取込作業・エラー処理
令和8年3月	運用開始（令和8年4月分の使用申込受付開始）
令和8年4月	システムによる使用状況管理下での貸館開始

システム導入に伴い想定される懸念について

懸念事項	対応策
<p>①スマホやパソコンの使用、メールのやり取りができない利用者は、公民館・交流センターを使用することが出来なくなってしまうのか</p>	<p>利用申請は、<u>これまでの窓口での申請受付を継続しながら</u>、システム利用が可能な利用者は、<u>電子での申請も可能</u>となります。 公民館・交流センターでは、利用者の希望に応じ、電子申請方法のサポートを行っていきます。</p>
<p>②システムによる使用申請ができない学習活動団体は、生涯学習活動の場を失ってしまうことにならないのか？</p>	<p>公民館・交流センターの利用申請は、対象月の前月初日の業務日に受付を開始しています。 受付開始日は、各施設において、これまでどおり窓口での申請受付を行いながら、電子での申請についても対応します。</p>
<p>③システム利用団体として登録できる学習活動団体とは？</p>	<p>システム利用団体として登録できる学習活動団体は、公民館・交流センターで活動することを目的として組織された団体と住民自治協議会です。 学習活動をする団体であっても、法人等が運営母体となっている団体は、これまでどおり窓口での申請が必要です。使用目的等をお聞きし、貸し出し可能の有無と有料・無料の有無を判断します。</p>